

札幌市生活環境確保に関する条例施行規則において市長が定める書類を定める要綱

[令和 7 年 3 月 31 日環境局長決裁]

札幌市生活環境確保に関する条例施行規則（平成 15 年規則第 4 号。以下「規則」という。）第 15 条の 2 第 2 項第 2 号ウ及び同条第 6 項第 2 号ウに規定する市長が定める書類は次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同様右欄に掲げるものとする。

1 規則第 15 条の 2 第 2 項第 2 号ウに規定する市長が別に定めるもの

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）施行規則第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる建築行為	建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別記第 2 号様式による確認申請書（建築物）又は別記第 42 号様式による計画通知書（建築物）
建築物省エネ法施行規則第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる建築行為	住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項（平成 11 年法令第 81 号。以下「品確法」という。）に規定する設計住宅性能評価書及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号。以下「品確法施行規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価を受けるために必要な書類のうち建築物の一次エネルギー性能及び外皮性能に係る部分
建築物省エネ法施行規則第 2 条第 1 項第	次に掲げる書類のいずれか 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行

3号に掲げる建築行為	規則(平成21年国土交通省令第3号。以下「長期優良住宅促進法施行規則」という。)別記第2号様式による認定通知書の及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅促進法」という。)第6条第1項の認定(同法第8条第1項の変更の認定を含む。)を受けるために必要な書類のうち建築物の一次エネルギー性能及び外皮性能に係る部分 2 品確法施行規則別記第11号の4様式による確認書及び品確法第6条の2第3項の確認を受けるために必要な書類のうち建築物の一次エネルギー性能及び外皮性能に係る部分
建築物省エネ法第30条第1項に掲げる認定を受ける場合	建築物省エネ法施行規則別記様式第27による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書
都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号。以下「低炭素法」という。)第54条第1項の規定により認定を受ける場合	低炭素法施行規則様式第5による低炭素建築物新築等計画認定申請書

2 規則第15条の2第6項第2号ウに規定する市長が別に定めるもの

建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号に掲げる建築行為	建築物省エネ法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別記様式第1による計画書又は別記様式第11による計画通知書
建築物省エネ法施行	次の各号のいずれか

規則第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる建築行為	(1)建築物省エネ法施行規則別記様式第 1 による計画書又は別記様式第 11 による計画通知書 (2)品確法第 5 号第 1 項に規定する設計住宅性能評価書及び品確法施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価を受けるために必要な書類のうち建築物の一次エネルギー性能及び外皮性能に係る部分（建築物省エネ法の軽微な変更に該当する場合を除く。）
建築物省エネ法施行規則第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる建築行為	次の各号のいずれか (1)建築物省エネ法施行規則別記様式第 1 による計画書又は別記様式第 11 による計画通知書 (2) ア 長期優良住宅法施行規則別記第 4 号様式による変更認定通知書の写し及び長期優良住宅促進法第 8 条第 1 項の認定を受けるために必要な書類のうち市長が別に定めるもの イ 品確法施行規則別記第 11 号の 4 様式による確認書及び品確法第 6 条の 2 第 3 項の確認を受けるために必要な書類のうち建築物の一次エネルギー性能及び外皮性能に係る部分（建築物省エネ法の軽微な変更に該当する場合を除く。）
建築物省エネ法第 30 条第 1 項に掲げる認定を受ける場合	建築物省エネ法施行規則別記様式第 29 号様式による建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書（建築物省エネ法の軽微な変更に該当する場合を除く。）
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「低炭素法」という。）第 54	低炭素法施行規則様式第 7 による低炭素建築物新築等計画変更認定申請書（建築物省エネ法の軽微な変更に該当する場合を除く。）

条第 1 項の規定により認定を受ける場合	
----------------------	--

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。